

令和 7 年度定額減税補足給付金（不足額給付）について

国の総合経済対策の一時的な措置として、令和 6 年度に定額減税（納税義務者および扶養親族など 1 人につき 4 万円）が行われました。

この定額減税対象者のうち、推計された定額減税可能額が税額を上回り、減税しきれないと見込まれる人に対し、その差額を定額減税補足給付（以下、『調整給付』）として令和 6 年 9 月以降に支給しました。

令和 7 年度に実施する定額減税補足給付（以下、『不足額給付』）は、令和 6 年度の『調整給付』の支給額に不足が生じた場合などに、追加で不足分の給付を行うものです。

■文書送付時期

支給対象者に対し、8 月中に案内文書の送付を予定しています。

※個人情報保護の観点から、支給対象者に該当するかについて、電話やメールなどによる個別の問い合わせには回答できません。

■給付対象者（①および②に該当する人）

①令和 7 年度個人住民税課税自治体（令和 7 年 1 月 1 日の住民票所在地）が田布施町である人

②以下の『不足額給付 1』または『不足額給付 2』のいずれかに該当する人

※ただし本人の合計所得金額が 1,805 万円以下である場合に限りです。

不足額給付 1

令和 6 年度に支給した『調整給付』の金額と、本来給付すべき所要額との間で差額が生じた人

令和 6 年度に支給した調整給付の算定は、令和 5 年所得などを基に算定した『令和 6 年分推計所得税額』を用いて算定しています。令和 6 年分所得税および定額減税の実績額などが確定し、本来給付すべき所要額との間で差額が生じた人に対し、差額を支給します。

※令和 6 年分の源泉徴収票などに控除外額の記載がある場合でも、調整給付金との間で差額が生じない場合には、不足額給付の対象とはなりません。

不足額給付 2

個別の申請により、以下の給付要件を全て満たしている人

※ 1 人あたり原則 4 万円【定額】を支給します

- ・ 令和 6 年分の所得税および個人住民税所得割額が、定額減税される前の税額で 0 円である
- ・ 税制度上、扶養親族の対象外である
- ・ 低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主、世帯員に該当しない

<対象となる可能性がある場合の例>

青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額が 48 万円を超える人 など

これらのほか、合計所得金額や税法上の扶養親族などの条件による『地域の実情によりやむを得ないと内閣府が定める場合』に該当する場合は、対象となる場合があります。この場合、3 万円以内の個別の給付額を支給します。詳細は町ホームページでお知らせします。

■問合せ先

- ・ 不足額給付に関すること 町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810
- ・ 定額減税に関すること 税務課 課税係 ☎ 52-5804

給付金を装った詐欺にご注意ください

田布施町や国が次のことをお願いすることは絶対にありません。被害にあわないために、怪しい電話がかかってきたら、家族や知人、警察に相談しましょう。

- ・ 現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ・ 受給にあたり、手数料の振り込みを求めること
- ・ メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること